

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案要綱

第一 次に掲げる規定は、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者等である場合については、適用しないものとする。

一 事業実施時期の制限（第十九条）

二 不当な勧誘等の禁止（第二十条・第二十一条）

三 金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止（第二十二条）

四 不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時の書面の交付（第二十四条・第二十五条）

五 書面による解除（第二十六条）

六 財産管理報告書の交付等（第二十八条第二項及び第三項）

（第四十六条の二・第四十七条関係）

第二 許可申請書の記載事項等から役員等の住所を削除するとともに、変更の届出等を行うべき期間を二週間から三十日に延長するものとする。

（第五条・第十条・第四十六条第四項関係）

第三 この法律の施行日及び経過措置について所要の規定を設けるものとする。

(附則第一項―第四項関係)